

件名	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療センター事務局 医事管理室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るため、亀山市立医療センターにおきましては、平成29年4月から地域包括ケア病床を15床（個室3室及び4人部屋3室）開設します。</p> <p>そこで、厚生労働大臣が定める施設基準に適合させるため、現在の6人部屋3室（18床）を4人部屋3室（12床）に改修することに伴い、合計病床数に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>病床数を100床から6床減らし、94床とします。 &lt; 第3条関係 &gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成29年4月1日とします。</p>		

## 亀山市条例第 1 2 号

### 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市病院事業の設置等に関する条例（平成 2 7 年亀山市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「 1 0 0 床」を「 9 4 床」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。